

# 首都圏在住女子大学生における 母音無声化規則の計量的類型 1

齋藤孝滋 編

三上祐依・榎美波・内山莉聡・若山実紀・三上遥香  
橋口綾乃・豊竹沙織・小林千菜美・中嶋千晴・三次阿未

キーワード 母音無声化 サウンドスペクトログラム 優勢規則  
自由変異規則 劣勢規則

## 目次

I 総論	齋藤孝滋
II 各論	
1. 青森話者	三上祐依
2. 群馬話者	榎美波
3. 千葉話者	内山莉聡
4. 準東京話者	若山実紀
5. 神奈川話者 (1)	三上遥香
6. 神奈川話者 (2)	橋口綾乃
7. 神奈川話者 (3)	豊竹沙織
8. 準神奈川話者	小林千菜美
9. 徳島話者	中嶋千晴
10. 香川話者	三次阿未

## I 総論

### 1. はじめに

母音無声化については、従来「目だつ地域」「目だたない地域」という漠然とした量的類型表現で方言差について論じられてきた。

母音無声化規則に限らず、言語規則に関する類型化は、厳密な数量的根拠にもつづく方法が客観的な方法が望まれるところである。<sup>(註)</sup>

その試みとして、本稿編者は、母音無声化規則の類型化については、詳細な音環境に着目し「強さ」と「広さ」の視点から類型化を試みた齋藤 (1992)、計量的類型判定法については、齋藤 (前掲論文) の音環境の視点をより明確に規則のレベルとして提示し、従来の音韻論的類型概念に統計学的判定法を結びつけた3種の「優勢規則」「自由変異規則」「劣勢規則」の3種の類型により類型化を行った齋藤編 (2005)、齋藤 (2007) がある。

本稿の目的は、首都圏に在住する女子大学生における母音無声化規則について、前述の計量的類型判定法を用い、その類型を明らかにすることにある。

### 2. 方法

#### 2.1. 測定する母音無声化規則

対象とする母音無声化規則は、次の4種類である。

(C：子音、V：母音、 $\square$ ：無声子音、 $V_N$ ：狭母音、 $V_{M\cdot W}$ ：(半) 広母音、 $\square$ ：無声化母音)

母音無声化規則 1： $V_N \rightarrow \square_N / \square\_ \square V_{M\cdot W}$

母音無声化規則 2： $V_N \rightarrow \square_N / \square\_ \square V_N$

母音無声化規則 3： $V_N \rightarrow \square_N / \square\_ s V_N$

母音無声化規則 4： $V_N \rightarrow \square_N / CV\square\_ \#$

母音無声化規則 5： $V_N \rightarrow \square_N / CVs\_ \#$

## 2.2. 調査方法

場面設定：「同年代・同性の親しい友人と、自分の部屋でくつろいで話を  
する場合」

収録場所：フェリス女学院大学緑園キャンパス図書館マルチメディアルーム

収録年月日：2008年10月27日（月）15：00～16：00

収録方法：ヘッドフォン付きマイクにより、PCの音声分析ソフト『音声工  
房 SP4WINpro』に直接入力した。

調査語・発話回数

母音無声化規則1：8語「裾・北・下・人・草・舌・力・光」

発話回数：各3回計24発話

母音無声化規則2：8語「聞く・服・吹く・口・靴・着く・土・月」

発話回数：各3回計24発話

母音無声化規則3：8語「節・獅子・岸・櫛・煤・寿司・つくし・握手」

発話回数：各3回計24発話

母音無声化規則4：8語「秋・息・松・奥・町・夏・柿・滝」

発話回数：各3回計24発話

母音無声化規則5：8語「足・腰・石・梨・牛・橋・箸・端」

なお、発話順は、同一語が連続しないように順番を変えて配列した。

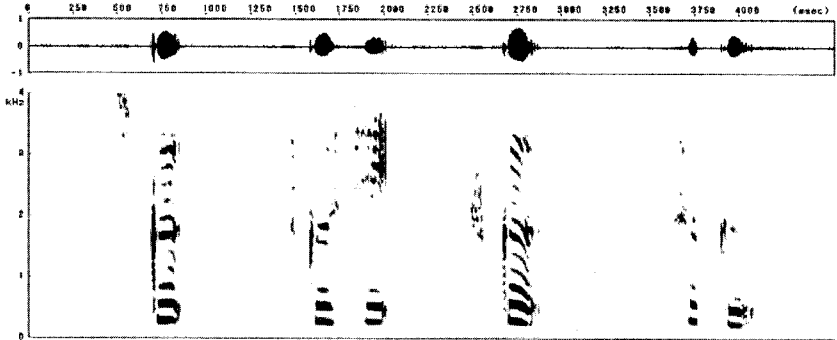
また、各語について、助詞（が）・形式名詞（とき）等を接続させる形式で、  
文節レベルのアクセント調査もおこなっている。

## 3. 音響音声学的判定法

本研究では、各発音における声帯振動の有無について、聴覚的判定法とともに、  
サウンド・スペクトル分析により視覚的にも確認している。これにより、各分析・  
判定担当者の個人差は事実上なくなり、客観的かつ正確な判定を下すことが可能  
となった。

サウンドスペクトルグラムによる母音無声化の判別法について、齋藤編（2005）  
に掲げた「神奈川話者」のサウンドスペクトログラムを例として説明する。声帯  
振動を現す横縞の紋が、母音の無声化がみられる「聞く」の  $k\bar{u}$ 、「つくし」の、

cu「吹く」のhu（ここでは、□は母音が無声化を示す）に該当する母音の部分には、現れていないのに対し、母音無声化がみられない最後の「吹く」huの母音に該当する部分には、みられることがわかる。



kiku                  cuku si                  huku                  hu ku  
 聞く                  つくし                  吹く                  吹く

図 サウンドスペクトログラムによる母音無声化の判別  
 (齋藤編 2005.35 頁の図より)

#### 4. 計量的判定法

類型の根拠とするのは、二項検定法である。本研究では、これらの検定法により、音規則を、(変種が a, b の 2 種類で a に注目した規則設定の場合)、「優勢規則 (危険率 5% 以下の水準で適用度数が大きい場合。即ち変種間の関係性は  $a > b$ )」、「自由変異規則 (危険率が 5% 水準でも適用度数と不適用度数の間に差がみとめられない場合。即ち変種間の関係性は  $a \approx b$ )」、「劣勢規則 (危険率 5% 以下の水準で不適用度数が大きい場合。即ち  $a < b$ )」の 3 種類に類型化する。本類型法は、一個人について、6 以上の発話度数があれば (6 回未満は検定が困難) 適用が可能である。

## 5. 各論Ⅱにおける各報告の資料提示と結論づけ

各論Ⅱの報告 1（青森話者）～10（香川話者）において、発話資料は、表 1（母音無声化規則 1 の構造を持つ語の発話実態）～表 5（母音無声化規則 5 の構造を持つ語の発話実態）として示した。

1～10 の話者の名称は、「話者の言語形成期と、育てた人のうち少なくとも 1 名の出身地の都県が一致する場合、その『都県名話者』（1 青森話者・2 群馬話者・3 千葉話者・5 神奈川話者(1)・6 神奈川話者(2)・7 神奈川話者(3)・9 徳島話者・10 香川話者）」とし、「話者の言語形成期と、育てた人全員の出身地の都県が一致しない場合は、話者の言語形成期都県名の前に『準』を添え『準都県名話者』（「4 準東京話者・8 準神奈川話者」）」として示した。

表は、各母音無声化規則の調査語毎に、発話順番（1 回目～3 回目）による母音無声化の実態を、母音無声化がみられる拍の順番（母音無声化が、第 1 拍にみられれば「1」、第 2 拍にみられれば「2」、第 1 拍と第 2 拍にみられれば「12」）で示した。

母音無声化と関連があると考えられる音調については、文節レベル（調査語：○○ or ○○○、接続させる格助詞「ガ」：△、接続させる形式名詞「トキ」：△△）のアクセント調査により見出された核を「」で示した（例：○○」△、○○△△）。

表右下には、母音無声化の「規則適用度数：不適用度数」を記し、二項検定法を基と下る計量的判定法による類型（優勢規則・自由変異規則・劣勢規則）と有意水準（危険率 5%水準 or 1%水準）を示した。

そして、各報告とも、音響音声学の判定法と計量的判定法により結論として得られた母音無声化規則 1～5 の類型を、「3 結論」において示している。

## 6. まとめ

各論Ⅱにおける全話者における母音無声化規則 1～5 の各類型（優勢規則・自由変異規則・劣勢規則）と、それらを総合的に見出された類型（i・i-・ii+・ii・iii・iv）、及び従来の類型との対応をまとめると下表のようになる。

各規則を総合して見出された類型について述べると次のようである。

類型 i は、規則 1～5 の全規則が劣勢のパターンである。

類型 i- は、規則 1・規則 3～5 が劣勢、規則 2 が自由変異のパターンである。

類型 ii+ は、規則 1 が自由変異、規則 2～5 が劣勢のパターンである。

類型 ii は、規則 1 が優勢、規則 2～5 が劣勢のパターンである。

類型 iii は、規則 1 が優勢、規則 2・3 が自由変異、規則 4・5 が劣勢のパターンである。

類型 iv は、規則 1・2 が優勢、規則 3・4 が自由変異、規則 5 が劣勢のパターンである。

話者のタイプと類型の関係としては、「神奈川話者における類型は「ii」が一般的である」可能性が指摘できよう。

さらに、類型間関係に着目すると、類型は、i → i-・ii+ → ii → iii → iv の順で、母音無声化規則が相対的に「劣勢的→優勢的」であると言える。この類型の「劣勢的→優勢的」を従来の「(母音無声化が) 目だたない-目だつ」と対照すると、一致していないことが明白である。この不一致の要因としては、大きく、類型方法、対象とする話者、調査における場面設定の三つの点が指摘できよう。類型方法の点としては、従来の類型が音環境を十分に考慮した上での厳密な数量的根拠に基づいてなされているとは言い難いこと、対象とする話者の点としては、本稿において対象とした話者と従来の類型の根拠となる話者との間に世代的に大きな隔りがあること、場面設定の点としては、従来の話者が(恐らく)「極力地元方言の発話が求められる場面設定」で行われたと推察されるのに対し、本稿においてはそれと異なるもの(2.2 参照)であることである。今後は、これらの要因を考慮しつつ、現在における母音無声化規則の類型を明らかにしていくことが望まれる。

表. 全話者における母音無声化規則 1～5 の類型、及び従来の類型との対応

話者	規則	規則1	規則2	規則3	規則4	規則5	類型	従来の類型
3 千葉話者		■	■	■	■	■	i	目だつ
9 徳島話者		■	▣	■	■	■	i-	目だたない
2 群馬話者		▣	■	■	■	■	ii+	目だつ
4 準東京話者		□	■	■	■	■	ii	目だつ
5 神奈川話者(1)		□	■	■	■	■	ii	目だつ
6 神奈川話者(2)		□	■	■	■	■	ii	目だつ
7 神奈川話者(3)		□	■	■	■	■	ii	目だつ
8 準神奈川話者		□	■	■	■	■	ii	目だつ
1 青森話者		▣	▣	▣	■	■	iii	目だたない
2 香川話者		▣	▣	▣	▣	■	iv	目だたない

凡例： □：優勢、▣：自由変異、■：劣勢

網掛：従来の類型で母音無声化が「目立たない」とされる地域の話者

網掛なし：従来の類型で母音無声化が「目立つ」とされる地域の話者

## 7. 今後の展望

本稿は、編者が各論Ⅱの各報告を吟味する段階で、調査項目の位置づけの問題（母音無声化規則3の項目とした「つくし」は母音無声化規則2の項目とした方が妥当であるらしい点。また母音無声化規則1において/s/拍が連続する「裾」や、母音無声化規則3とした「つくし」「握手」のような3拍語は別扱いにする余地がある点等）が明らかとなったが、共同研究として各論Ⅱの各執筆者に示した当初の方針に従ってまとめることとした。これらの点を考慮した類型については別稿に譲ることとする。

また、本稿では、従来母音無声化と関連が指摘されているアクセント・音調（齋藤 1994 他）については、文節レベルのアクセント核（各表において / / で示した）の提示にとどめたが、厳密には発話毎の音調と母音無声化との関連を明らかにする必要がある。

このような問題点はあるにせよ、本稿は、母音無声化研究の現状に鑑みて、その資料性と客観的類型法の点から、研究分野に少なからず貢献し得るものと考え

られよう。

前述の問題点を解消した総合的考察については、編者のみならず本稿の各執筆者を含む全ての共同研究メンバーが、それぞれ独自の視点から取り組むことが望まれる。

## 注

計量的根拠にもとづいて、全国レベルの母音無声化類型を論じたものとしては、平均値の提示がみられる邊 (2007) が挙げられる。

## 文献

- 石井直樹 2002『音声工房を用いた音声処理入門』コロナ社  
 NHK 放送文化研究所編 1998『NHK 日本語発音アクセント辞典』日本放送出版協会  
 井上史雄 1968「東北方言の子音体系」『言語研究』52  
 井上史雄 1989『日本語音声の地域差・世代さの音韻論的・音響学的分析』昭和 63 年度科学研究助成金総合 (A) 研究成果報告書  
 上野善道 2002「記述方言学」日本方言研究会編『21 世紀の方言学』国書刊行会  
 勝田耕起編 2006『言語生活メカニズムの解明と教育法』(日本私立学校振興・共済事業団特別補助対象共同研究「大学生の日常言語生活に関する記述的・社会言語学的・言語教育学的研究」研究代表者：勝田耕起 2005 年度成果刊行書) DTP 出版  
 河先俊子編 2009『日本語・日本文化の発信・受容・変容に関する基礎的研究Ⅱ』(日本私立学校振興・共済事業団特別補助対象共同研究「日本語・日本文化における発信・受容・変容に関する基礎的研究」研究代表者：齋藤孝滋 2008 年度成果刊行書) 近刊予定  
 金田一春彦 1954『音韻』『日本方言学』吉川弘文館  
 金田一春彦監修、秋永一枝編 1981『明解日本語アクセント辞典』第 2 版 三省堂  
 齋藤孝滋編 2005『大学生の日常言語生活に関する記述的・社会言語学的・言語教育学的研究』(日本私立学校振興・共済事業団特別補助対象共同研究「大学生の日常言語生活に関する記述的・社会言語学的・言語教育学的研究」研究代表者：齋藤孝滋 2004 年度成果刊行書) DTP 出版  
 齋藤孝滋編 2008『日本語・日本文化の発信・受容・変容に関する基礎的研究』(日本私立学校振興・共済事業団特別補助対象共同研究「日本語・日本文化における発信・受容・変容に関する基礎的研究」研究代表者：齋藤孝滋 2007 年度成果刊行書) DTP 出版  
 齋藤孝滋 1992「母音無声化の『広さ』と『強さ』」『国語学研究』31  
 齋藤孝滋 1994「特殊アクセント方言における音調のパラエティーと認知の原理」『音声の研究』23  
 齋藤孝滋 2007「音規則の計量的適用類型判定法の提唱—二項検定・カイ二乗検定法にもとづく類型判定一覧表を用いて—」『日本方言研究会 第 84 回 研究発表会 発表原稿集』  
 齋藤孝滋 2009「談話の音声的変種の地域性」『月刊 言語』Vol.38 No.4  
 杉藤美代子 1971「無声拍とアクセントの問題」『大阪樟蔭女子大学論集』9  
 杉藤美代子 1996「母音の無声化—東京都大阪の場合—」『日本語の音 日本音声の研究』3 和泉書院  
 邊 姫京 2007「狭母音の無声化の全国的地域差と世代差」『日本語の研究』vol.3-1



平山輝男編 1960『全国アクセント辞典』東京堂

平山輝男・大島一郎・大野眞男・久野眞・久野マリ子・杉村孝夫編 1992『現代日本語方言大辞典』明治書院

前川喜久雄 1989「母音無声化」『講座 日本語と日本語教育 2』明治書院

吉田夏也 2002「音声環境が母音の無声化に与える影響について」『国語学』210

本稿は、日本私立学校振興・共済事業団特別補助対象共同研究「日本語・日本文化における発信・受容・変容に関する基礎的研究」（研究代表者：齋藤孝滋）2008年度研究成果の一部である。

## II 各論

### 1 青森話者

三上祐依

#### 1. 話者プロフィール

##### 1.1. 言語歴

1988 年生

0～18 歳：青森県青森市

18 歳～現在：神奈川県大和市

##### 1.2. 育てた人の出身地

父：青森県青森市 母：青森県青森市

##### 1.3. 特筆事項

特になし

#### 2. 母音無声化規則の分析

##### 2.1. 母音無声化規則 1

母音無声化規則 1 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 1 のとおりである。

表 1 母音無声化規則 1 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
北	○○△	1	1	1
裾	○○△	0	0	0
下	○○△	1	1	1
人	○○△	0	0	0
草	○○]△	1	1	1
舌	○○]△	1	1	1
力	○○○]△	1	1	1
光	○○○]△	1	1	1

18 : 6 優勢規則 \*

以上より、母音無声化規則 1 の適用度数：不適用度数 = 18 : 6 であり、二項検定の結果、危険率 5% 水準で、適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、

規則 1 は優勢規則であるといえる。

## 2.2. 母音無声化規則 2

母音無声化規則 2 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 2 のとおりである。

表 2 母音無声化規則 2 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
聞く	○○△△	1	0	1
服	○○」△	0	0	0
吹く	○」○△△	0	0	0
口	○○△	1	0	×
靴	○○」△	1	0	0
着く	○○」△△	0	0	0
土	○○」△	0	0	0
月	○○」△	1	1	1

7:16 自由変異規則

以上より、母音無声化規則 2 の適用度数：不適用度数 = 7:16 であり、二項検定の結果、危険率 5% 水準でも、どちらか一方が大きいとはみとめられない。従って、規則 2 は自由変異規則であるといえる。

### 2.3. 母音無声化規則 3

母音無声化規則 3 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 3 のとおりである。

表 3 母音無声化規則 3 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
節	○○]△	0	0	0
獅子	○]○△	0	0	0
岸	○○]△	×	×	0
櫛	○○]△	×	×	0
煤	○○△	0	0	0
寿司	○○]△	0	0	0
つくし	○○○△	1	1	1
握手	○]○○△	2	2	2

6 : 14 自由変異規則

以上より、母音無声化規則 3 の適用度数 : 不適用度数 = 6 : 14 であり、二項検定の結果、危険率 5% 水準でも、どちらか一方が大きいはみとめられない。従って、規則 3 は自由変異規則であるといえる。

### 2.4. 母音無声化規則 4

母音無声化規則 4 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 4 のとおりである。

表 4 母音無声化規則 4 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
秋	○]○△	0	0	0
息	○]○△	0	0	0
松	○]○△	0	0	0
奥	○]○△	0	0	0
町	○○]△	0	0	0
夏	○○△	×	0	0
柿	○○△	0	0	0
滝	○○△	0	0	0

23 : 0 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 4 の適用度数：不適用度数 = 23 : 0 であり、二項検定の結果、危険率 1% 水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 4 は劣勢規則であるといえる。

## 2.5. 母音無声化規則 5

母音無声化規則 5 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 5 のとおりである。

表 5 母音無声化規則 5 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
足	○○]△	0	0	0
腰	○○△	0	0	0
石	○○]△	0	0	0
梨	○○]△	0	0	0
牛	○○△	0	0	0
橋	○○]△	0	0	0
箸	○○△	0	0	0
端	○○△	0	0	0

24 : 0 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 5 の適用度数：不適用度数 = 24 : 0 であり、二項検定の結果、危険率 1% 水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 5 は劣勢規則であるといえる。

## 3. 結論

- (1) 母音無声化規則 1 は、優勢規則である。
- (2) 母音無声化規則 2 は、自由変異規則である。
- (3) 母音無声化規則 3 は、自由変異規則である。
- (4) 母音無声化規則 4 は、劣勢規則である。
- (5) 母音無声化規則 5 は、劣勢規則である。

## 2 群馬話者

榎美波

### 1. 話者プロフィール

#### 1.1. 言語歴

1989 年生

0～18 歳：群馬県前橋市

18 歳～現在：神奈川県横浜市

#### 1.2. 育てた人の出身地

父：群馬県桐生市 母：群馬県沼田市

#### 1.3. 特筆事項

特になし

### 2. 母音無声化規則の分析

#### 2.1. 母音無声化規則 1

母音無声化規則 1 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 1 のとおりである。

表 1 母音無声化規則 1 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
北	○○△	0	0	0
裾	○○△	0	0	1
下	○○」△	1	0	1
人	○○△	0	0	0
草	○○」△	1	1	1
舌	○○」△	0	0	0
力	○○○」△	1	1	1
光	○○○」△	0	0	0

9：15 自由変異規則

以上より、母音無声化規則 1 の適用度数：不適用度数 = 9：15 であり、二項検定の結果、危険率 5% 水準でも、どちらか一方が大きいはみとめられない。従って、規則 1 は自由変異規則であるといえる。

## 2.2. 母音無声化規則 2

母音無声化規則 2 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 2 のとおりである。

表 2 母音無声化規則 2 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
聞く	○○△△	0	0	0
服	○○」△	0	0	0
吹く	○」○△△	0	0	0
口	○○△	1	0	0
靴	○○」△	1	0	0
着く	○」○△△	0	0	0
土	○○」△	1	0	0
月	○○」△	0	0	0

4 : 20 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 2 の適用度数 : 不適用度数 = 4 : 20 であり、二項検定の結果、危険率 1% 水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 2 は劣勢規則であるといえる。

## 2.3. 母音無声化規則 3

母音無声化規則 3 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 3 のとおりである。

表 3 母音無声化規則 3 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
節	○○」△	0	0	0
獅子	○」○△	0	0	0
岸	○○」△	0	0	0
櫛	○○△	0	0	0
煤	○」○△	0	0	0
寿司	○○」△	0	0	0
つくし	○○○△	1	1	1
握手	○○」○△	2	2	2

6 : 18 劣勢規則 \*

以上より、母音無声化規則 3 の適用度数：不適用度数 = 6：18 であり、二項検定の結果、危険率 5% 水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 3 は劣勢規則であるといえる。

#### 2.4. 母音無声化規則 4

母音無声化規則 4 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 4 のとおりである。

表 4 母音無声化規則 4 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
秋	○」○△	0	0	0
息	○」○△	0	0	0
松	○」○△	0	0	0
奥	○」○△	0	0	0
町	○○」△	0	0	0
夏	○○」△	0	0	0
柿	○○△	0	0	0
滝	○○」△	0	0	0

0：24 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 4 の適用度数：不適用度数 = 0：24 であり、二項検定の結果、危険率 1% 水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 4 は劣勢規則であるといえる。



## 2.5. 母音無声化規則 5

母音無声化規則 5 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 5 のとおりである。

表 5 母音無声化規則 5 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
足	○○]△	0	0	0
腰	○○△	0	0	0
石	○○]△	0	0	0
梨	○○△	0	0	0
牛	○○△	0	0	0
橋	○○]△	0	0	0
箸	○]○△	0	0	0
端	○○△	0	0	0

0:24 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 5 の適用度数：不適用度数 = 0:24 であり、二項検定の結果、危険率 1% 水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 5 は劣勢規則であるといえる。

## 3. 結論

- (1) 母音無声化規則 1 は、自由変異規則である。
- (2) 母音無声化規則 2 は、劣勢規則である。
- (3) 母音無声化規則 3 は、劣勢規則である。
- (4) 母音無声化規則 4 は、劣勢規則である。
- (5) 母音無声化規則 5 は、劣勢規則である。

### 3 千葉話者

内山莉聡

#### 1. 話者プロフィール

##### 1.1. 言語歴

1989 年生

0～1 歳：千葉県千葉市

1～3 歳：千葉県山武郡

4～5 歳：千葉県習志野市

6 歳～現在：千葉県千葉市

##### 1.2. 育てた人の出身地

父：千葉県柏市 母：東京都世田谷区

##### 1.3. 特筆事項

特になし

#### 2. 母音無声化規則の分析

##### 2.1. 母音無声化規則 1

母音無声化規則 1 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 1 のとおりである。

表 1 母音無声化規則 1 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
北	○○△	0	0	0
裾	○○△	0	0	0
下	○○]△	0	1	0
人	○○△	0	0	0
草	○○]△	0	0	0
舌	○○]△	0	0	1
力	○○○]△	1	1	1
光	○○○]△	0	0	0

5:19 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 1 の適応度数：不適用度数 = 5 : 19 であり、二項検定の結果、危険率 1% 水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 1 は劣勢規則であるといえる。

## 2.2. 母音無声化規則 2

母音無声化規則 2 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 2 のとおりである。

表 2 母音無声化規則 2 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
聞く	○○△△	0	0	0
服	○○」△	0	0	0
吹く	○」○△△	0	0	0
口	○○△	0	0	0
靴	○○」△	0	0	0
着く	○」○△△	0	0	0
土	○○」△	0	0	0
月	○○」△	0	0	0

0 : 24 劣勢規則\*\*

以上より、母音無声化規則 2 の適応度数：不適用度数 = 0 : 24 であり、二項検定の結果、危険率 1% 水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 2 は劣勢規則であるといえる。

### 2.3. 母音無声化規則 3

母音無声化規則 3 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 3 のとおりである。

表 3 母音無声化規則 3 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
節	〇〇]△	0	0	0
獅子	〇]〇△	0	0	0
岸	〇〇]△	0	0	0
櫛	〇〇]△	0	0	0
煤	〇]〇△	0	0	0
寿司	〇〇]△	0	0	0
つくし	〇〇〇△	0	0	0
握手	〇]〇〇△	0	0	0

0:24 劣勢規則\*\*

以上より、母音無声化規則 3 の適応度数：不適用度数 = 0：24 であり、二項検定の結果、危険率 1% 水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 3 は劣勢規則であるといえる。

### 2.4. 母音無声化規則 4

母音無声化規則 4 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 4 のとおりである。

表 4 母音無声化規則 4 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
秋	〇]〇△	0	0	0
息	〇]〇△	0	0	0
松	〇]〇△	0	0	0
奥	〇]〇△	0	0	0
町	〇〇]△	0	0	0
夏	〇〇]△	0	0	0
柿	〇〇△	0	0	0
滝	〇〇△	0	0	0

0:24 劣勢規則\*\*

以上より、母音無声化規則 4 の適応度数：不適用度数 = 0 : 24 であり、二項検定の結果、危険率 1% 水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 4 は劣勢規則であるといえる。

### 2.5. 母音無声化規則 5

母音無声化規則 5 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 5 のとおりである。

表 5 母音無声化規則 5 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
足	○○]△	0	0	0
腰	○○△	0	0	0
石	○○]△	0	0	0
梨	○○△	0	0	0
牛	○○△	0	0	0
橋	○○△	0	0	0
箸	○]○△	0	0	0
端	○○△	0	0	0

0:24 劣勢規則\*\*

以上より、母音無声化規則 5 の適応度数：不適用度数 = 0 : 24 であり、二項検定の結果、危険率 1% 水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 5 は劣勢規則であるといえる。

### 3. 結論

- (1) 母音無声化規則 1 は劣勢規則である。
- (2) 母音無声化規則 2 は劣勢規則である。
- (3) 母音無声化規則 3 は劣勢規則である。
- (4) 母音無声化規則 4 は劣勢規則である。
- (5) 母音無声化規則 5 は劣勢規則である。

#### 4 準東京話者

若山実紀

### 1. 話者プロフィール

#### 1.1. 言語歴

1989 年生

0～17 歳：東京都中央区

17 歳～現在：東京都江東区

#### 1.2. 育てた人の出身地

父：埼玉県蕨市 母：千葉県市川市

#### 1.3. 特筆事項

特になし

### 2. 母音無声化規則の分析

#### 2.1. 母音無声化規則 1

母音無声化規則 1 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 1 のとおりである。

表 1 母音無声化規則 1 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
北	○○△	1	1	1
裾	○○△	0	0	0
下	○○△	1	1	1
人	○○△	1	×	0
草	○○]△	1	1	0
舌	○○]△	1	1	1
力	○○○]△	1	1	1
光	○○○]△	1	1	1

18:5 優勢規則

以上より、母音無声化規則 1 の適用度数：不適用度数 = 18 : 5 であり、二項検定の結果、危険率 5% 水準で、適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 1 は、優勢規則であるといえる。

## 2.2. 母音無声化規則 2

母音無声化規則 2 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 2 のとおりである。

表 2 母音無声化規則 2 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
聞く	○○△△	1	1	0
服	○○]△	0	0	0
吹く	○]○△△	0	0	0
口	○○△	1	1	0
靴	○○]△	0	0	0
着く	○]○△△	0	0	0
土	○○]△	0	0	0
月	○○]△	1	1	0

6:18 劣勢規則

以上より、母音無声化規則 2 の適用度数：不適用度数 = 6 : 18 であり、二項検定の結果、危険率 5%水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 2 は、劣勢規則であるといえる。

## 2.3. 母音無声化規則 3

母音無声化規則 3 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 3 のとおりである。

表 3 母音無声化規則 3 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
節	○○]△	0	0	0
獅子	○]○△	0	0	0
岸	○○]△	0	0	0
櫛	○○]△	0	0	0
煤	○]○△	0	0	0
寿司	○○]△	0	0	0
つくし	○○○△	1	1	1
握手	○]○○△	2	2	2

6:18 劣勢規則

以上より、母音無声化規則 3 の適用度数：不適用度数 = 6 : 18 であり、二項検定の結果、危険率 5%水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 3 は劣勢規則であるといえる。

#### 2.4. 母音無声化規則 4

母音無声化規則 4 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 4 のとおりである。

表 4 母音無声化規則 4 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
秋	○]○△	0	0	0
息	○]○△	0	0	0
松	○]○△	0	0	0
奥	○]○△	0	0	0
町	○○]△	0	0	0
夏	○○]△	0	0	0
柿	○○△	0	0	0
滝	○○△	0	0	0

0:24 劣勢規則

以上より、母音無声化規則 4 の適用度数：不適用度数 = 0 : 24 であり、二項検定の結果、危険率 5%水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 4 は、劣勢規則であるといえる。



## 2.5. 母音無声化規則 5

母音無声化規則 5 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 5 のとおりである。

表 5 母音無声化規則 5 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
足	○○」△	0	0	0
腰	○○△	0	0	0
石	○○」△	0	0	0
梨	○○△	0	0	0
牛	○○△	0	0	0
橋	○○」△	0	0	0
箸	○」○△	0	0	0
端	○○△	0	0	0

0:24 劣勢規則

以上より、母音無声化規則 5 の適用度数：不適用度数 = 0 : 24 であり、二項検定の結果、危険率 5%水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 5 は、劣勢規則であるといえる。

## 3. 結論

- (1) 母音無声化規則 1 は、優勢規則である。
- (2) 母音無声化規則 2 は、劣勢規則である。
- (3) 母音無声化規則 3 は、劣勢規則である。
- (4) 母音無声化規則 4 は、劣勢規則である。
- (5) 母音無声化規則 5 は、劣勢規則である。

## 5 神奈川話者 (1)

三上遥香

### 1. 話者プロフィール

#### 1.1. 言語歴

1990 年生

0～18 歳 (現在)：神奈川県横浜市金沢区

#### 1.2. 育てた人の出身地

父：神奈川県川崎市 母：神奈川県相模原市 祖母：福島県会津若松市

#### 1.3. 特筆事項

9～11 歳：合唱クラブに所属 (鼻濁音の指導を受けた・神奈川県児童音楽会に出場)

15～17 歳：通信教育で声優講座を受講 (テープ添削課題あり)

18 歳～ (現在)：声優・ナレーター専門学校に所属

### 2. 母音無声化規則の分析

#### 2.1. 母音無声化規則 1

母音無声化規則 1 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 1 のとおりである。

表 1 母音無声化規則 1 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
北	○○△	1	1	1
裾	○○△	0	1	0
下	○○△	1	1	1
人	○○△	1	1	1
草	○○」△	1	1	1
舌	○○」△	1	1	1
力	○○○」△	1	1	1
光	○○○」△	1	1	1

22 : 2 優勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 1 の適用度数：不適用度数 = 22 : 2 であり、二項検定の結果、危険率 1% 水準で、適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 1 は優勢規則であるといえる。

## 2.2. 母音無声化規則 2

母音無声化規則 2 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 2 のとおりである。

表 2 母音無声化規則 2 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
聞く	○○△△	0	0	0
服	○○」△	0	0	0
吹く	○」○△△	0	0	0
口	○○△	1	0	0
靴	○○」△	1	0	0
着く	○」○△△	0	0	0
土	○○」△	1	1	0
月	○○」△	0	0	0

4 : 20 劣勢規則 \*

以上より、母音無声化規則 2 の適用度数 : 不適用度数 = 4 : 20 であり、二項検定の結果、危険率 5% 水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 2 は劣勢規則であるといえる。

## 2.3. 母音無声化規則 3

母音無声化規則 3 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 3 のとおりである。

表 3 母音無声化規則 3 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
節	○○」△	0	0	0
獅子	○」○△	0	0	0
岸	○○」△	0	0	0
櫛	○○」△	0	0	0
煤	○」○△	0	0	0
寿司	○○」△	0	0	0
つくし	○○○△	1	1	1
握手	○」○○△	2	2	2

6 : 18 劣勢規則 \*

以上より、母音無声化規則 3 の適用度数：不適用度数 = 6：18 であり、二項検定の結果、危険率 5%水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 3 は劣勢規則であるといえる。

#### 2.4. 母音無声化規則 4

母音無声化規則 4 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 4 のとおりである。

表 4 母音無声化規則 4 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
秋	○ ○△	0	0	0
息	○ ○△	0	0	0
松	○ ○△	0	0	0
奥	○ ○△	0	0	0
町	○○ △	0	0	0
夏	○○ △	0	0	0
柿	○○△	0	0	0
滝	○○△	0	0	0

0：24 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 4 の適用度数：不適用度数 = 0：24 であり、二項検定の結果、危険率 1%水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 4 は劣勢規則であるといえる。

## 2.5. 母音無声化規則 5

母音無声化規則 5 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 5 のとおりである。

表 5 母音無声化規則 5 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
足	○○]△	0	0	0
腰	○○△	0	0	0
石	○○]△	0	0	0
梨	○○]△	0	0	0
牛	○○△	0	0	0
橋	○○]△	0	0	0
箸	○]○△	0	0	0
端	○○]△	0	0	0

0:24 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 5 の適用度数：不適用度数 = 0:24 であり、二項検定の結果、危険率 1%水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 5 は劣勢規則であるといえる。

## 3. 結論

- (1) 母音無声化規則 1 は、優勢規則である。
- (2) 母音無声化規則 2 は、劣勢規則である。
- (3) 母音無声化規則 3 は、劣勢規則である。
- (4) 母音無声化規則 4 は、劣勢規則である。
- (5) 母音無声化規則 5 は、劣勢規則である。

## 6 神奈川県話者 (2)

橋口綾乃

### 1. 話者プロフィール

#### 1.1. 言語歴

1989 年生

0～1 歳：東京都八王子市

1 歳～現在：神奈川県相模原市

#### 1.2. 育てた人の出身地

母・祖父：神奈川県相模原市 祖母：東京都町田市 父：鹿児島県奄美市

#### 1.3. 特筆事項

特になし

### 2. 母音無声化規則の分析

#### 2.1. 母音無声化規則 1

母音無声化規則 1 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 1 のとおりである。

表 1 母音無声化規則 1 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
北	○○△	0	1	1
裾	○○△	0	0	0
下	○○]△	1	1	1
人	○○△	1	1	1
草	○○]△	1	1	1
舌	○○△	0	1	1
力	○○○△	1	1	1
光	○○○△	1	1	1

19:5 優勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 1 の適用度数：不適用度数 = 19:5 であり、二項検定の結果、危険率 1% 水準で、適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 1 は優勢規則であるといえる。

## 2.2. 母音無声化規則 2

母音無声化規則 2 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 2 のとおりである。

表 2 母音無声化規則 2 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
聞く	○○△△	0	0	0
服	○○」△	0	0	0
吹く	○」○△△	0	0	0
口	○○△	0	0	0
靴	○○」△	0	0	1
着く	○○」△△	0	0	0
土	○○」△	0	0	0
月	○○」△	0	0	0

1 : 23 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 2 の適用度数 : 不適用度数 = 1 : 23 であり、二項検定の結果、危険率 1% 水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 2 は劣勢規則であるといえる。

## 2.3. 母音無声化規則 3

母音無声化規則 3 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 3 のとおりである。

表 3 母音無声化規則 3 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
節	○○」△	0	0	0
獅子	○」○△	0	0	0
岸	○○」△	0	0	0
櫛	○○」△	0	0	0
煤	○」○△	0	0	0
寿司	○○」△	0	0	0
つくし	○○○△	0	0	0
握手	○」○○△	0	2	2

2 : 22 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 3 の適用度数：不適用度数 = 2：22 であり、二項検定の結果、危険率 1%水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 3 は劣勢規則であるといえる。

#### 2.4. 母音無声化規則 4

母音無声化規則 4 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 4 のとおりである。

表 4 母音無声化規則 4 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
秋	○]○△	0	0	0
息	○]○△	0	0	0
松	○]○△	0	0	0
奥	○]○△	0	0	0
町	○○]△	0	0	0
夏	○○]△	0	0	0
柿	○]○△	0	0	0
滝	○○△	0	0	×

0：23 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 4 の適用度数：不適用度数 = 0：23 であり、二項検定の結果、危険率 1%水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 4 は劣勢規則であるといえる。



## 2.5. 母音無声化規則 5

母音無声化規則 5 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 5 のとおりである。

表 5 母音無声化規則 5 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
足	○○]△	0	0	0
腰	○○]△	0	0	0
石	○○]△	0	0	0
梨	○○△	0	0	0
牛	○○△	0	0	0
橋	○○]△	0	0	0
箸	○]○△	0	2	0
端	○○△	0	0	0

1 : 23 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 5 の適用度数 : 不適用度数 = 1 : 23 であり、二項検定の結果、危険率 1%水準で、不適用数のほうが大きいとみとめられる。従って、規則 5 は劣勢規則であるといえる。

## 3. 結論

- (1) 母音無声化規則 1 は、優勢規則である。
- (2) 母音無声化規則 2 は、劣勢規則である。
- (3) 母音無声化規則 3 は、劣勢規則である。
- (4) 母音無声化規則 4 は、劣勢規則である。
- (5) 母音無声化規則 5 は、劣勢規則である。

## 7 神奈川話者 (3)

豊竹沙織

### 1. 話者プロフィール

#### 1.1. 言語歴

1989年生

0歳～現在：神奈川県横浜市

#### 1.2. 育てた人の出身地

父：神奈川県横浜市 母：神奈川県横浜市

#### 1.3. 特筆事項

特になし

### 2. 母音無声化規則の分析

#### 2.1. 母音無声化規則 1

母音無声化規則 1 の構造を持つ語における母音無声化の実態は表 1 のとおりである。

表 1 母音無声化規則 1 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
北	○○△	0	1	1
裾	○○△	0	0	0
下	○○△	1	1	1
人	○○△	0	1	1
草	○○]△	1	1	1
舌	○○]△	1	1	1
力	○○○]△	1	1	1
光	○○○]△	1	1	1

19:5 優勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 1 の適用度数：不適用度数 = 19:5 であり、二項検定の結果、危険率 1%水準で、適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 1 は優勢規則であるといえる。

## 2.2. 母音無声化規則 2

母音無声化規則 2 の構造を持つ語における母音無声化の実態は表 2 のとおりである。

表 2 母音無声化規則 2 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
聞く	○○△△	1	0	0
服	○○]△	0	0	0
吹く	○]○△△	0	0	0
口	○○△	0	0	0
靴	○○]△	0	0	0
着く	○]○△	0	0	0
土	○○]△	0	0	0
月	○○]△	0	1	0

2 : 22 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 2 の適用度数 : 不適用度数 = 2 : 22 であり、二項検定の結果、危険率 1% 水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 2 は劣勢規則であるといえる。

## 2.3. 母音無声化規則 3

母音無声化規則 3 の構造を持つ語における母音無声化の実態は表 3 のとおりである。

表 3 母音無声化規則 3 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
節	○○]△	0	0	0
獅子	○]○△	0	0	0
岸	○]○△	0	0	0
櫛	○○]△	0	0	0
煤	○]○△	0	0	0
寿司	○○]△	0	0	0
つくし	○○○△	1	0	1
握手	○]○○△	0	0	0

2 : 22 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 3 の適用度数：不適用度数 = 2 : 22 であり、二項検定の結果、危険率 1%水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 3 は劣勢規則であるといえる。

#### 2.4. 母音無声化規則 4

母音無声化規則 4 の構造を持つ語における母音無声化の実態は表 4 のとおりである。

表 4 母音無声化規則 4 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
秋	○」○△	0	0	0
息	○」○△	0	0	0
松	○」○△	0	0	0
奥	○」○△	0	0	0
町	○○」△	0	0	0
夏	○○」△	0	0	0
柿	○」○△	0	0	0
滝	○○」△	0	0	0

0 : 24 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 4 の適用度数：不適用度数 = 0 : 24 であり、二項検定の結果、危険率 1%水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 4 は劣勢規則であるといえる。

## 2.5. 母音無声化規則 5

母音無声化規則 5 の構造を持つ語における母音無声化の実態は表 5 のとおりである。

表 5 母音無声化規則 5 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
足	〇〇]△	0	0	0
腰	〇〇△	0	0	0
石	〇〇]△	0	0	0
梨	〇〇△	0	0	0
牛	〇〇△	0	0	0
橋	〇〇]△	0	0	0
箸	〇]〇△	0	0	0
端	〇〇△	0	0	0

0 : 24 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 5 の適用度数 : 不適用度数 = 0 : 24 であり、二項検定の結果、危険率 1%水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 5 は劣勢規則であるといえる。

## 3. 結論

- (1) 母音無声化規則 1 は、優勢規則である。
- (2) 母音無声化規則 2 は、劣勢規則である。
- (3) 母音無声化規則 3 は、劣勢規則である。
- (4) 母音無声化規則 4 は、劣勢規則である。
- (5) 母音無声化規則 5 は、劣勢規則である。

## 8 準神奈川県話者

小林千菜美

### 1. 話者プロフィール

#### 1.1. 言語歴

1990 年生

0 歳～現在：神奈川県横浜市

#### 1.2. 育てた人の出身地

父：千葉県南房総市 母：千葉県南房総市

#### 1.3. 特筆事項

特になし

### 2. 母音無声化規則の分析

#### 2.1. 母音無声化規則 1

母音無声化規則 1 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 1 のとおりである。

表 1 母音無声化規則 1 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
北	○○△	1	1	1
裾	○○△	0	0	0
下	○○△	1	1	1
人	○○△	1	1	1
草	○○]△	1	1	1
舌	○○]△	1	1	1
力	○○○]△	1	1	1
光	○○○]△	1	1	1

21 : 3 優勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 1 の適用度数：不適用度数 = 21 : 3 であり、二項検定の結果、危険率 1%水準で、適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 1 は優勢規則であるといえる。

## 2.2. 母音無声化規則 2

母音無声化規則 2 の構造を持つ語における母音無声化の実態は表 2 のとおりである。

表 2 母音無声化規則 2 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
聞く	○○△△	0	0	1
服	○○△	0	0	1
吹く	○]○△△	0	0	1
口	○○△	0	0	0
靴	○○]△	0	0	0
着く	○]○△	0	0	0
土	○○△	0	0	1
月	○○△	0	0	0

4 : 20 劣勢規則 \*

以上より、母音無声化規則 2 の適用度数 : 不適用度数 = 4 : 20 であり、二項検定の結果、危険率 1% 水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 2 は劣勢規則であるといえる。

## 2.3. 母音無声化規則 3

母音無声化規則 3 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 3 のとおりである。

表 3 母音無声化規則 3 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
節	○○△	0	1	0
獅子	○]○△	0	0	0
岸	○]○△	0	0	0
櫛	○○△	0	×	0
煤	○]○△	0	0	0
寿司	○○]△	0	0	0
つくし	○○○△	0	0	0
握手	○]○○△	1	0	1

3 : 20 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 3 の適用度数：不適用度数 = 3 : 20 であり、二項検定の結果、危険率 1%水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 3 は劣勢規則であるといえる。

#### 2.4. 母音無声化規則 4

母音無声化規則 4 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 4 のとおりである。

表 4 母音無声化規則 4 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
秋	○]○△	0	0	0
息	○]○△	0	0	0
松	○]○△	0	0	0
奥	○]○△	0	0	0
町	○○]△	0	0	0
夏	○○△	0	0	0
柿	○○△	0	0	0
滝	○○△	0	0	0

0 : 24 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 4 の適用度数：不適用度数 = 0 : 24 であり、二項検定の結果、危険率 1%水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 4 は劣勢規則であるといえる。



## 2.5. 母音無声化規則 5

母音無声化規則 5 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 5 のとおりである。

表 5 母音無声化規則 5 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
足	○○」△	0	0	0
腰	○○△	0	0	0
石	○○△	0	0	0
梨	○○」△	0	0	0
牛	○○△	0	0	0
橋	○○」△	0	0	0
箸	○」○△	0	0	0
端	○○」△	0	0	0

0 : 24 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 5 の適用度数 : 不適用度数 = 0 : 24 であり、二項検定の結果、危険率 1% 水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 5 は劣勢規則であるといえる。

## 3. 結論

- (1) 母音無声化規則 1 は、優勢規則である。
- (2) 母音無声化規則 2 は、劣勢規則である。
- (3) 母音無声化規則 3 は、劣勢規則である。
- (4) 母音無声化規則 4 は、劣勢規則である。
- (5) 母音無声化規則 5 は、劣勢規則である。

## 9 徳島話者

中嶋千晴

### 1. 話者プロフィール

#### 1.1. 言語歴

1990 年生

0～18 歳：徳島県徳島市

18 歳～現在：神奈川県横浜市

#### 1.2. 育てた人の出身地

父：高知県 母：徳島県

#### 1.3. 特筆事項

特になし

### 2. 母音無声化規則の分析

#### 2.1. 母音無声化規則 1

母音無声化規則 1 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 1 のとおりである。

表 1 母音無声化規則 1 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
北	○○△	0	0	0
裾	○○△	×	×	0
下	○○△	0	0	0
人	○○△	0	0	0
草	○○△	0	0	0
舌	○○△	0	0	0
力	○○○△	0	0	0
光	○○○△	0	0	0

0 : 22 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 1 の適用度数：不適用度数 = 0 : 22 であり、二項検定の結果、危険率 1% 水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 1 は劣勢規則であるといえる。

## 2.2. 母音無声化規則 2

母音無声化規則 2 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 2 のとおりである。

表 2 母音無声化規則 2 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
聞く	○○△	1	1	1
服	○○△	0	0	0
吹く	○]○△	0	0	0
口	○○△	1	0	0
靴	○○△	1	1	1
着く	○]○△	1	1	0
土	○○△	1	1	1
月	○○△	1	1	1

15 : 9 自由変異規則

以上より、母音無声化規則 2 の適用度数 : 不適用度数 = 15 : 9 であり、二項検定の結果、危険率 5% 水準でも、どちらか一方が大きいとはみとめられない。従って、規則 2 は自由変異規則であるといえる。

## 2.3. 母音無声化規則 3

母音無声化規則 3 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 3 のとおりである。

表 3 母音無声化規則 3 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
節	○○△	0	0	0
獅子	○]○△	0	0	0
岸	○○△	0	0	0
櫛	○○△	0	1	1
煤	○]○△	0	0	0
寿司	○○△	0	0	0
つくし	○○○△	1	1	1
握手	○○○△	0	0	0

5 : 19 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 3 の適用度数：不適用度数 = 5 : 19 であり、二項検定の結果、危険率 1% 水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 3 は劣勢規則であるといえる。

#### 2.4. 母音無声化規則 4

母音無声化規則 4 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 4 のとおりである。

表 4 母音無声化規則 4 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
秋	○○△	0	0	0
息	○○△	0	0	0
松	○」○△	0	0	0
奥	○○△	0	0	0
町	○○△	0	0	0
夏	○○△	0	0	0
柿	○○△	0	0	0
滝	○○△	0	0	0

0 : 24 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 4 の適用度数：不適用度数 = 0 : 24 であり、二項検定の結果、危険率 1% 水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 4 は劣勢規則であるといえる。

## 2.5. 母音無声化規則 5

母音無声化規則 5 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 5 のとおりである。

表 5 母音無声化規則 5 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
足	○○△	0	0	0
腰	○○△	0	0	0
石	○○△	0	0	0
梨	○○△	0	0	0
牛	○○△	0	0	0
橋	○○△	0	0	0
箸	○J○△	0	0	0
端	○○△	0	0	0

0 : 24 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 5 の適用度数 : 不適用度数 = 0 : 24 であり、二項検定の結果、危険率 1% 水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 5 は劣勢規則であるといえる。

## 3. 結論

- (1) 母音無声化規則 1 は、劣勢規則である。
- (2) 母音無声化規則 2 は、自由変異規則である。
- (3) 母音無声化規則 3 は、劣勢規則である。
- (4) 母音無声化規則 4 は、劣勢規則である。
- (5) 母音無声化規則 5 は、劣勢規則である。

## 10 香川話者

三次阿未

### 1. 話者プロフィール

#### 1.1. 言語歴

1990 年生

0～17 歳：香川県高松市

18 歳（現在）：神奈川県横浜市

出身地：香川県高松市

#### 1.2. 育てた人の出身地

父：茨城県水戸市 母：香川県高松市

#### 1.3. 特筆事項

16～17 歳：演劇部所属

### 2. 母音無声化規則の分析

#### 2.1. 母音無声化規則 1

母音無声化規則 1 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 1 のとおりである。

表 1 母音無声化規則 1 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
北	○○△	1	1	1
裾	○○△	1	1	1
下	○○△	1	1	1
人	○○△	1	1	1
草	○○」△	1	1	1
舌	○○」△	1	1	1
力	○○○」△	1	1	1
光	○○○」△	1	1	1

24:0 優勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 1 の適用度数：不適用度数 = 24:0 であり、二項検定の結果、危険率 1% 水準で、適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 1 は優勢規則であるといえる。

## 2.2. 母音無声化規則 2

母音無声化規則 2 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 2 のとおりである。

表 2 母音無声化規則 2 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
聞く	○○△△	1	1	1
服	○○△	1	1	1
吹く	○]○△△	0	0	0
口	○○△	1	1	1
靴	○○△	1	1	1
着く	○]○△△	1	1	1
土	○○]△	1	1	1
月	○○△	1	1	1

21 : 3 優勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 2 の適用度数 : 不適用度数 = 21 : 3 であり、二項検定の結果、危険率 1% 水準で、適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 2 は優勢規則であるといえる。

## 2.3. 母音無声化規則 3

母音無声化規則 3 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 3 のとおりである。

表 3 母音無声化規則 3 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
節	○○△	0	1	1
獅子	○]○△	0	0	0
岸	○○]△	0	1	1
櫛	○○△	1	1	1
煤	○○]△	1	0	1
寿司	○○]△	1	1	0
つくし	○○○△	1	1	1
握手	○]○○△	2	2	2

17 : 7 自由変異規則

以上より、母音無声化規則 3 の適用度数：不適用度数 = 17 : 7 であり、二項検定の結果、危険率 5% 水準でも、どちらか一方が大きいはみとめられない。従って、規則 3 は自由変異規則であるといえる。

#### 2.4. 母音無声化規則 4

母音無声化規則 4 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 4 のとおりである。

表 4 母音無声化規則 4 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
秋	○ ○△	0	2	0
息	○ ○△	0	0	2
松	○ ○△	2	2	0
奥	○ ○△	2	2	2
町	○○ △	0	2	0
夏	○○ △	0	0	0
柿	○○△	0	0	2
滝	○○△	0	0	0

9 : 15 自由変異規則

以上より、母音無声化規則 4 の適用度数：不適用度数 = 9 : 15 であり、二項検定の結果、危険率 5% 水準でも、どちらか一方が大きいはみとめられない。従って、規則 4 は自由変異規則であるといえる。



## 2.5. 母音無声化規則 5

母音無声化規則 5 の構造を持つ語における母音無声化の実態は、表 5 のとおりである。

表 5 母音無声化規則 5 の構造を持つ語の発話実態

	アクセント	1回目	2回目	3回目
足	○○]△	0	0	0
腰	○○△	0	0	0
石	○○]△	0	0	0
梨	○○]△	0	0	0
牛	○○△	0	0	0
橋	○○]△	0	0	0
箸	○]○△	0	0	0
端	○○△	0	0	0

0:24 劣勢規則 \*\*

以上より、母音無声化規則 5 の適用度数：不適用度数 = 0:24 であり、二項検定の結果、危険率 1%水準で、不適用度数の方が大きいとみとめられる。従って、規則 5 は劣勢規則であるといえる。

## 3. 結論

- (1) 母音無声化規則 1 は、優勢規則である。
- (2) 母音無声化規則 2 は、優勢規則である。
- (3) 母音無声化規則 3 は、自由変異規則である。
- (4) 母音無声化規則 4 は、自由変異規則である。
- (5) 母音無声化規則 5 は、劣勢規則である。

(完)